

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部  
を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(職の範囲及び区分) 第2条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。<u>以下「条例」という。</u>）第4条第1項の企業長が定める職は、別表第1に掲げる職とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日) <u>1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</u> (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置) <u>2 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村（以下「市町村」という。）の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもののうち、市町村において条例第4条に規定する手当に相当する手当を受けていたものについては、当該職員が、規程第14条に定める企業職給料表の適用を受け、その職務の級が4級である場合に限り、当分の間、条例第4条第1項の管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき企業長が定めるものにある職員とみなす。</u> <u>3 前項に該当する職員の管理職手当の額は、企業長が別に定める。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事</td> <td style="text-align: center;">4種</td> </tr> </tbody> </table>	職	区分	(略)	(略)	技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事	4種	<p>(職の範囲及び区分) 第2条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）第4条第1項の企業長が定める職は、別表第1に掲げる職とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>技術長 理事  事業管理部副理事</td> <td style="text-align: center;">4種</td> </tr> </tbody> </table>	職	区分	(略)	(略)	技術長 理事  事業管理部副理事	4種
職	区分												
(略)	(略)												
技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事	4種												
職	区分												
(略)	(略)												
技術長 理事  事業管理部副理事	4種												

<p><u>経営管理部総務課参事</u> <u>経営管理部広域連携課参事</u></p> <p>事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長</p> <p><u>事業管理部四條畷水道センター</u> <u>所長</u></p>		<p>経営管理部総務課参事</p> <p><u>事業管理部事業推進課参事</u> 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 <u>事業管理部水質管理センター</u> <u>次長</u></p> <p><u>事業管理部村野浄水場浄水管</u> <u>理室長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場浄水管</u> <u>理室長</u></p>	<p>5種</p>
---	--	---	-----------

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。